

## 令和5年度 第1回 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会 会議録

会議の名称	令和5年度 第1回 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会
開催日時	令和5年7月20日(木) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 2階 厚生棟 研修室
出席者	<p>委員： 弁護士：中森 俊久  大阪府スクールソーシャルワーカー：谷奥 大地  大阪府臨床心理士：高橋 健一郎  (順不同・敬称略)</p> <p>事務局： 教育長：濱崎 徹、教育部長：萬田 栄治、教育部理事：寺田 剛、  学校教育課長：岸 廣幸、学校教育課主幹：富田 智子</p>
欠席者	委員： なし
会議の議題	<p>市の取組</p> <p>藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会(令和5年6月22日開催)の報告</p>
会議の成立	委員3名中、過半数(3名)の出席があり、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会 条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

## ○事務局

皆さん こんにちは。ただいまより、令和5年度藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会を始めさせていただきます。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の富田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本委員会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は0名です。

次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承願います。

最後に、本日の会議の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。

以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、藤井寺市教育委員会 教育長 濱崎よりご挨拶をさせていただきます。濱崎教育長、よろしくお願いいたします。

## ○教育長

こんにちは、教育長の濱崎です。

連日の猛暑が続いておりますが、学校は、本日1学期の終業式を迎えました。今学期は、新型コロナウイルスが2類から5類へと移行し、ほぼ制限のない教育活動が展開されています。しかし、3年にわたるコロナ禍の影響もあり、子どもを取り巻く環境は決して良いとは言えない状況です。

昨日、今日の報道では8歳の子どもに、食事を与えず、栄養失調、低血糖状態で入院させ、補助金をとる母親、35歳ぐらいですか、信じられない事件が起こっております。

いじめ問題の報道を見ていましても、解決するのに長期化している事案が多く、重大事態に発展する場合は、学校や教員、教育委員会の認識が不十分で、毎回ご指摘もありますが、本人や保護者の訴えを真剣に受け止め切れていないことが大きな原因であります。早期発見、未然防止の為、SCやSSWと連携しながら、取り組みの強化を図らなければなりません。

そんな中、本年度、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもをめぐる様々な課題に適切に対応するための子ども政策を推進する「子ども家庭庁」が～子どもまんなか社会～をスローガンに発足しました。いじめや虐待などの深刻な事案に対しての政策が進むことを期待しています。

さて、令和5年度 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会、初会合でございます。中森様、谷奥様、高橋様には委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

また後程、事務局より、本市の取組み並びに、先月行われました、いじめ問題対策連絡協議会の報告をいたしますので、本市のいじめ防止対策の方針等について、ご協議願いますようお願い申し上げます。

## ○事務局

ありがとうございました。本日は、本年度の初会合でございます。委員の任期は2年となっており、弁護士の中森俊久様、大阪府スクールソーシャルワーカーの谷奥大地様、大阪府臨床心理士会の高橋健一郎様に委員としてご就任いただきました。委員としてご就任いただきました委員の皆様方に、委嘱状を手交させていた

だくべきところではございますが、時間的な制約もございますので、誠に勝手ながら各委員の皆様方のお席の方に、それぞれ置かせていただいております。ご了承いただき、ご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

では、次第の3に移ります。ご出席いただいております委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。中森委員より順次お願いいたします。

#### ○中森 委員

みなさま、初めましての方もいらっしゃると思いますが、弁護士の中森と申します。天王寺あべの総合法律事務所に所属しております。昨年度、大阪弁護士会の子どもの権利委員会委員長をさせていただいた経過があります。その時に経験させていただいたことを少しだけお話させていただきたいと思います。子どもの権利委員会には学校部会と福祉部会と事件部会と外国人の子どもの人権部会の4つがございます。各部会がそれぞれ活発に活動しております。学校部会では今、子どもの意見表明権、アドボカシーの問題ということで、弁護士がそこに関わって、子どもの代弁者になります。代弁するときに、子どものスピーカーとして言ったことだけを伝えるというのか、そこに自分の意見を加えるのか、とか役割としてどのようなことを求められるのか、という議論をさせていただいております。それから、福祉部会では虐待の関係をずっと昔からしています。児童相談所と関わりながら28条の申し立てをしたり、最近はヤングケアラーの問題で、子どもが親や祖父母の介護に関わっているというような問題も出てきております。ずっと昔から虐待の問題はあり、なかなか減らないし、それに対し、どのようにして弁護士会、弁護士として関与していくことができるのか、逆に親側の代理人、フォローというのも無視してはいけない、というところで、子どもを守るだけでなく、親の苦悩、親がもっている特性をいかに理解して活動していくことが大切だという話もしております。事件部会は、少年事件をたくさんやりたい、という方が入ってきております。去年少年法の改正の中で特定少年、18歳以上の子どもの実名報道に関しては、弁護士会から声明を出させていただきました。私が所属しているのは、外国人の子どもの人権部会です。これから特定技能の枠が拡大されていく中で、外国人がどんどん日本に入ってきて、仕事をしていただくと、家族滞在も認められる、家族も入ってきて当然です。私も色々な支援に関わるのですが、小中学校の年齢で入ってくると、公立に入って、日本語のフォローができるのですが、外国ですでに中学校を卒業した学齢期で日本に来た場合は、もう入れないので、そこから高校にどのようにつなげるのか、日本語のフォローをどうするのか、そういった子どもたちが苦勞しています。であれば、留学のビザで来てもらったほうがそのまま大学に入ることができます。いつ日本に来るか、親の都合があるかもしれないですが、子どもが振り回されます。それから、家族滞在だと育英会から奨学金が認められません。永住者や定住者でないと日本育英会の奨学金を受けることができないという問題も大きいと思います。それは、いつか帰るかもしれない、という方々にフォローができない、というのが今のたてつけです。それでは、子どもの権利に対するフォローとしては不十分ではなかろうか、という議論もさせていただきました。1年間とても勉強になりました。その経験を今後も活かせたらと考えております。よろしくお願いいたします。

#### ○谷奥 委員

スクールソーシャルワーカーの谷奥です。よろしくお願い致します。2期目、3年目になりますが、コロナ禍から参加させていただいております。令和2年度は表面的にはコロナの影響もあり、落ち着いているというか、押さえられていた、という様子があったと思います。令和5年の現在、統計的にもいじめ、不登校が激増しており、現

場も登校再開にあたって、我慢していたものがそこで噴出しているのか、分析はまだできていませんが、今年も色々な問題がところどころで起こっており、一方で、法令順守がすごく求められているなかで、学校現場がどこまで適応していくのかというところが悩ましい問題だと思っています。それをスクールソーシャルワーカーが言うことが必要なのですが、なかなか難しいと思っています。福祉の専門家ですが、コンプライアンスについて説明していかなければいけないというのがあります。ただ、現場の先生方は疲弊されており、やるべきことをやりながら、法律も守らないといけない、いじめの部分はまさにそうで、どううまくすり合わせていけばいいのか、今の問題意識ではあります。よろしくをお願いします。

#### ○高橋 委員

はじめまして、臨床心理士の高橋と申します。現在、大阪府立高等学校のスクールカウンセリングスーパーバイザーと大阪府公立小中学校のチーフスクールカウンセラーをしております。高校は年30校ほど担当しております。小中学校は4市町村7、8校担当しております。メインで入っているのは、中学校2校で、貝塚第4中学校と岬中学校で臨床に従事しております。コロナ禍で非常に子どもの問題も多々で、いじめの問題に直接かかわるという部分ですと、いじめが原因で学校に来れなくなった生徒さんとのカウンセリングをメインで関わることが多いです。やはり、原因が複雑にからんでおり、特に発達に課題のある生徒さんがからんだいじめのケースだと、加害のほうであれば、本人がいじめている意識がない、被害のほうであれば逆になかなか言い出せない状況になっている場合もあり、心理的な発達のものがからむと、なかなか問題が解決するのが難しいケースが多くあります。前職病院が長くて、医療や精神医学的な知識もあるので、そういったアプローチをかけて話を聞いたり、学校に助言をしたりしています。今特に学校のいじめや不登校の問題もそうですが、予防的にいかに見立てを立てて、アセスメントをしていくのか、というところを学校、学校の先生方に機能付与できるような形で、ケース会議やコンサルテーション等、面接以外で十分に時間をとって、生徒のどういう部分を気をつけて見ていけばいいのか、特に小学校では反応、サインが出やすいので、そういう部分を見逃さずにキャッチできることがいじめや学校の諸諸問題に早期に対応できるということで活動しております。よろしくをお願いします。

#### ○事務局

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

濱崎教育長です。

萬田 教育部 部長です。

寺田 教育部 理事です。

岸 学校教育課 課長です。

私 学校教育課 主幹の 富田 です。

続きまして、次第の4、この藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の設置根拠となります「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」について、ご説明させていただきます。「資料 | 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧くださいませでしょうか。

\*\*\*条例 読みあげ\*\*\*

なにかご質問等はございませんでしょうか。

資料2は、令和元年12月に改定を行った藤井寺市いじめ防止基本方針です。この方針に基づき、各校でもいじめ防止基本方針を策定しております。

その中から、重大事態が発生した場合について説明させていただきます。学校は「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」が発生した場合、重大事態の発生を市教育委員会に報告します。市教育委員会は調査の主体を市教育委員会か学校かを判断し、調査組織を設置します。調査結果を被害者への情報提供を行い、市教育委員会へ報告します。市教育委員会は調査結果をふまえ、必要な措置をとり、市長は再調査の必要性を判断することとなっております。

#### ○事務局

それでは、次第の5、委員長及び副委員長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例第5条」に規定されておりますとおり、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとなっております。どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

では事務局から提案させていただきます。委員長に中森委員、副委員長に谷奥委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

ご異議なければ、中森委員を委員長、谷奥委員を副委員長として決定いたします。この後の進行につきましては、中森委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○中森委員長

本委員会の委員長を引き続き務めさせていただきます、中森でございます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、次第に沿いまして、会を進めさせていただきます。

では、次第の6、「藤井寺市のいじめ防止の取り組み」です。事務局から説明させていただきます。

#### ○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止対策」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ145回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニ

ングを行い、事後指導も含め、学校の支援を行っております。

スクールカウンセラーは昨年度、中学校には週に1回程度、小学校には月に1回程度派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対してカウンセリングを行う等して、相談体制の強化を図ってまいりました。今年度も、中学校には週に1回程度、小学校へ年間36回派遣する予定です。藤井寺小学校と道明寺小学校に重点配置し、小学校への支援も強化しております。カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的にコンサルティングやケース会議への参加、教職員対象の研修を行うよう指示しており、未然防止や早期対応につながっていくものと期待しております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のCSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

また、6/22(木)に令和5年度第1回藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、普段のいじめ防止の取組みについてご意見をいただきました。資料3にまとめておりますので、ご覧ください。以上です。

#### ○中森委員長

ありがとうございました。何かご質問等はございませんでしょうか。

最後に、次第の7の「その他」です。事務局宜しくお願い致します。

#### ○事務局

今後、いじめの重大事態が発生する等、集まっていただく必要がある場合は、委員長と相談し連絡いたします。

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

#### ○中森委員長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和5年度藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」第1回を閉会といたします。

皆様ありがとうございました。今後ともよろしく願います。